

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第3号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和37年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
様式第1号（略） 准看護師免許申請書 （略） <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>1～4（略）</td></tr></table>	（略）	1～4（略）	様式第1号（略） 准看護師免許申請書 （略） <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>1～4（略） <u>5 過去に准看護師免許を有していたこと の有無（有の場合、都道府県名及び登録 番号） 有・無</u></td></tr></table>	（略）	1～4（略） <u>5 過去に准看護師免許を有していたこと の有無（有の場合、都道府県名及び登録 番号） 有・無</u>
（略）					
1～4（略）					
（略）					
1～4（略） <u>5 過去に准看護師免許を有していたこと の有無（有の場合、都道府県名及び登録 番号） 有・無</u>					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第1号により提出されている申請書は、改正後の様式第1号により提出された申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第1号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。